

# 市民活動をサポート

## 市民活動総合補償制度

この制度は、区・自治会やNPO・ボランティアなどの市民活動中の事故を市が補償するものです。

### 対象活動

活動場所が市内にあり、5人以上の共通の目的を持った市民による継続的・計画的な活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象となりません。

### 補償内容

#### 【賠償責任保険】

市民活動団体が活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

区分	てん補限度額
対人賠償	1名 6,000万円 1事故 2億円
対物賠償	1事故 100万円
受託品賠償	1事故 100万円

1事故につき、  
20,000円は免責  
で自己負担

#### 【傷害保険】

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要するけがをした場合

区分	給付限度額
死亡	1名 200万円
後遺障害	1名6~200万円
入院	1名1日3,000円(180日限度)
通院	1名1日1,000円(90日限度)

入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度

### 対象とならない事故

- ・地震や洪水などの自然災害による事故
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- ・無資格運転や酒酔い運転
- ・スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- ・山岳登坂、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- ・施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- ・けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害
- ・他覚的症候のないむち打ち症や腰痛

### 活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出ください。

### 事故が発生したら

必ず2週間以内に、その活動に関係する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

問い合わせ 地域コミュニティ推進室 地域コミュニティ推進係 ☎ 65-0687 📠 63-4554

## はじめまして「ぽんぽこちゃん」です



▲誕生会で子どもたちに囲まれるぽんぽこちゃん(中央)。右はおじさんの匠ポン山

信楽焼や信楽の観光をPRするマスコットキャラクター「ぽんぽこちゃん」が誕生しました。

同キャラクターは、信楽町観光協会が考案し、公募で名前を決定したもので、全身が赤茶色で、お腹の「楽」の字がチャームポイントのかわいい女の子タヌキです。

4月18日には、陶芸の森でお誕生会が開かれ、来場の方みんなでパーテイニングを歌い、誕生をお祝いしました。

いつも笑顔で人懐っこく、ちよっといたずらっ子というぽんぽこちゃん。信楽を訪れる人に笑顔を振りまき、いろいろなイベントなどで活躍することでしょう。

信楽町観光協会  
マスコットキャラクター  
誕生